

三田市良好な居住環境等及び青少年の健全な環境の保全に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第25条 省略 別表(第9条関係) (1)～(7) 省略 (8) <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第12条</u>に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの (9) 省略</p>	<p>第1条～第25条 省略 別表(第9条関係) (1)～(7) 省略 (8) <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第12条</u>に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するもの (9) 省略</p>

三田市スポーツ振興審議会条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>三田市スポーツ振興審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>スポーツ振興法(昭和36年法律第141号。以下「法」という。)</u>第18条第2項の規定に基づき、<u>三田市スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>法第4条第4項及び第23条</u>に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの振興に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。 以下省略</p>	<p><u>三田市スポーツ推進審議会条例</u> (設置) 第1条 <u>スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)</u>第31条の規定に基づき、<u>三田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。 (所掌事務) 第2条 審議会は、<u>法第35条</u>に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。 以下省略</p>